

# 所得税の記帳・記録保存制度のあらまし

昭和五十九年度の所得税法の改正により、事業所得等（事業所得、不動産所得または山林所得をいいます）のある人に対して、記帳制度や記録保存制度など新しい制度が設けられました。今月は、その制度のあらましを説明しましょう。

## 1、記帳制度

事業所得等のある人（青色申告者を除きます）で、次の①または②のいずれかに当てはまる人は、帳簿を備え付け、その年の取引のうち、総収入金額や必要経費について簡易な方法により記帳を行うとともに、その帳簿を七年間（書類は五年間）保存しなければならぬこととされました。

①その年の前年十二月三十一日において、前々年の事業所得

等の金額が三百万円を超える人  
 ②その年の三月三十一日において、前々年の事業所得等の金額が三百万円を超える人  
 したがって、昭和五十八年分の事業所得が三百万円を超えている人は、昭和六十年一月一日の取引から記帳することになります。

## 2、記録保存制度

1の記帳をしなくてもよい人でも、次の①または②のいずれかに当てはまる人は、その業務に関して作成し、または受領した帳簿や書類（決算関係書類、請求書、納品書、領収書など）を整理して五年間保存することとされました。

①その年の前年十二月三十一日において、前々年分の確定申告書などを提出している人や前々

## 3、総収入金額報告制度

その年の事業所得等の総収入金額が五千万円を超える人（その年分の確定申告書を提出している人を除きます）は、その収入金額の合計額などを記載した総収入金額報告書を翌年三月十五日までに提出しなければならぬこととされました。

したがって、昭和五十九年度

## 4、収支内訳書添付制度

事業所得等がある人（青色申告者を除きます）が確定申告書を提出するときは、その年の総収入金額や必要経費の内訳を記載した収支内訳書を確定申告書に添付しなければならないこととされました。

したがって、来年、昭和五十九年分の確定申告書を提出するときは、収支内訳書を添付することになります。

なお、不明な点はお気軽に税務署にお問い合わせください。

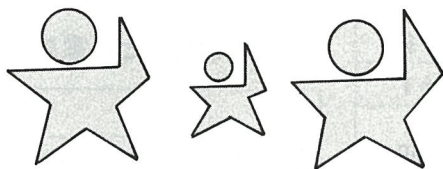
☎ 0479-221571

# 体力づくり十カ条

## 毎日の生活に取り入れましょう

- ① 三階までの上り下りはエレベーターを使わない。
- ② 前かがみ姿勢の外股歩きをやめ、腰を押しだすようにきつさと歩く。
- ③ 落ちているものを拾う時は、膝のバネを使って拾う。
- ④ まめに動く。
- ⑤ 靴下の脱ぎ履きは、片足立ちで。
- ⑥ 笑いと歌を忘れずに。
- ⑦ 階段を上る時は、手すりにつかまらない。
- ⑧ 自然との接触の機会を多く持つ。
- ⑨ イライラ、クヨクヨ、ドキドキは少なくする。
- ⑩ 自分自身に適した健康法を用意する。

## お元気ですか あなたの健康の 秘訣を一言 ⑩



傍示戸  
齊藤惣四郎さん  
大11・1・5

毎日の仕事は無理は禁物。晩酌にはビール一本をいただき早起。翌朝は気分すっきりで早起き。それが健康につながると思います。



橋場 きみさん  
椎名 大5・8・26

三度の食事をおいしくいただき、一日中体をおしまずごまめに動かして動く、それが健康の秘訣につながると思います。



古屋 大木美代子さん  
昭8・8・30

体をおしまず動かし、疲れを残さない程度に働き、早寝・早起きに気をつけています。